

地域で取り組む安全安心なまちづくり ～伊勢原市災害時要援護者避難支援制度～

□災害時要援護者避難支援制度とは

災害時に自分では避難できない、また情報を得ることが難しく何らかの助けを必要とする高齢者や障がい者などが、自主防災組織や民生委員などの地域の支え合い（共助）により、安否確認、情報伝達や避難支援を受けることができる災害時の支援制度です。

□災害時要援護者とは

次の対象者の方で、自分で避難することが困難で、災害時等において地域での支援を希望され、自主防災組織や民生委員などの関係機関に自分の情報を提供してもいいという方です。



◇災害時要援護者支援登録の対象者

<高齢者>

- ・介護保険の要介護3以上で在宅で生活している方
- ・市に登録している、ねたきり老人および認知症老人
- ・市に登録している、一人暮らし老人
- ・高齢者夫婦など（まごころ配食サービス利用者）

<障がい者>

- ・身体障害程度等級表による1級および2級の方
- ・療育手帳判定基準によるA1およびA2の方
- ・精神障害者保健福祉手帳1級の方

<難病患者>

- ・特定疾患の医療給付認定を受け、特定疾患医療受給者証を所持している者のうち、支援を必要とする難病患者

<その他>

- ・上記に準ずる状態であり、災害時の支援が必要と認められる方

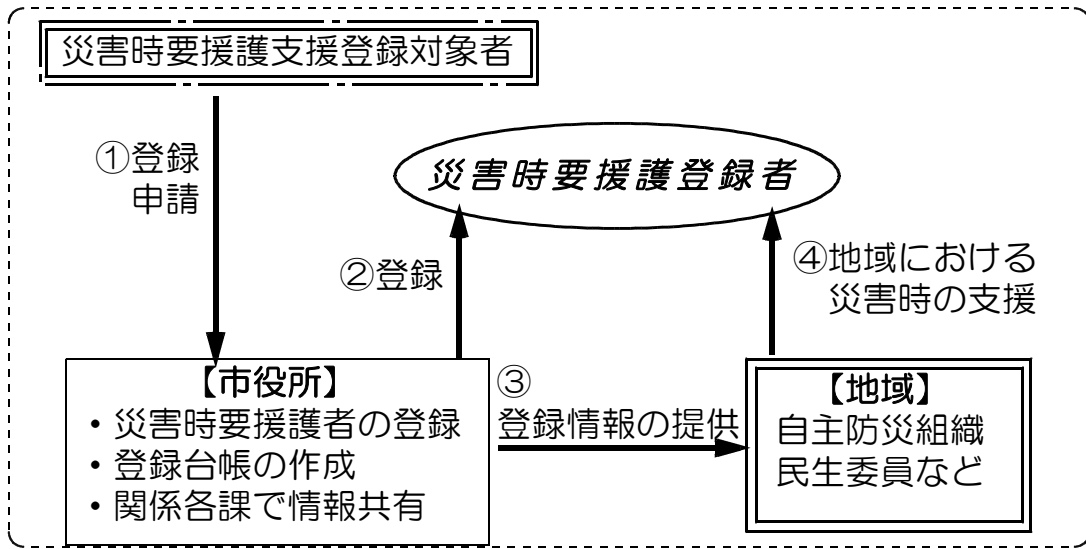
□災害時要援護者の登録申請

- 支援を希望される方は、市に「避難支援登録カード」を提出してください。
- 本人が申請できない場合は、ご家族の方でも申請できます。
- 一人暮らしの方などで、ご自分で申請等ができない場合は、民生委員にご相談ください。
- なお、この制度に登録したからといって必ずしも災害時等に支援が受けられるとは限りません。要援護者の方も自助の意識を持ち、できる限りの備えをしてください。
- 登録申請の担当窓口は次のとおりです。
 - ・高齢者の方……介護高齢課（市役所1階5番窓口）
 - ・障がい者の方・難病患者の方……障がい福祉課（市役所1階6番窓口）

（裏面に続く）

□災害時要援護者支援の流れ

- ①市へ「伊勢原市避難支援登録カード」の提出
- ②市では、申請書に基づき、登録、災害時要援護者登録台帳の作成
- ③災害時要援護者登録情報を市の関係各課、自主防災組織代表（自治会長）、民生委員へ情報提供（なお、自主防災組織代表、民生委員には個人情報提供に同意された方のみ情報を提供します。）
- ④地域における災害時要援護登録者への災害時の支援（情報の伝達、安否確認、避難支援）



□地域の皆さまへのお願い

- この制度は、要援護者を地域の中で見守り、災害等が発生したときに、地域の人たちが一緒に避難するなど、災害時要援護者の支援を行うという地域の支え合い（共助）の精神に基づく地域活動です。
- ぜひ、地域の皆さまには、この制度の趣旨をご理解いただき、ご協力をいただきますようお願いいたします。
- なお、この制度は、できる範囲で支援をお願いするものであり、災害時の避難支援等において義務や責任を伴うものではありません。



□問い合わせ先

伊勢原市役所 電話番号：94-4711（代表）

- 制度全般に関すること 福祉総務課
- 高齢者の方に関すること 介護高齢課
- 障がい者の方・難病患者の方に関すること 障がい福祉課